

令和7年度

菊池市国民健康保険事業計画（案）

菊池市

健康福祉部 保険年金課

（令和7年3月作成）

## 目 次

第1章	はじめに	1
第2章	国民健康保険事業の現状	1
1.	被保険者の状況	1
2.	財政の状況	2
3.	国民健康保険税の状況	3
4.	保険給付の状況	3
5.	特定健康診査及び特定保健指導の状況	4
第3章	事業計画	5
1.	被保険者資格管理の適正化	6
2.	国民健康保険税の適正な賦課と収納率の向上	6
3.	交付金等の確保	6
4.	医療費の適正化	7
5.	保健事業の推進	7
6.	健康づくり事業の推進	8

## 第1章 はじめに

国民皆保険制度の中核となる国民健康保険制度は、国民健康保険税と国や県からの補助金を財源に運営されるが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」、「所得水準が低く保険税の負担が重い」、「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を以前から抱えてきた。

そこで平成27年度に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等で国民健康保険運営の中心的役割を担い、市町村は引き続き被保険者の資格管理、保険給付、国民健康保険税の税率設定、賦課、徴収、保健事業等の事務を行うこととなった。

今後、本市においては、被保険者数が年々減少傾向にあり、特に団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行が進んだことや、社会保険の適用拡大などから被保険者数の減少及びそれに伴う国民健康保険税収納の減少が更に進むものと思われる。

そのように収入の確保が厳しい状況にある一方で、保険給付費総額は減少傾向にあるが、一人当たりの保険給付額は増加傾向にある。

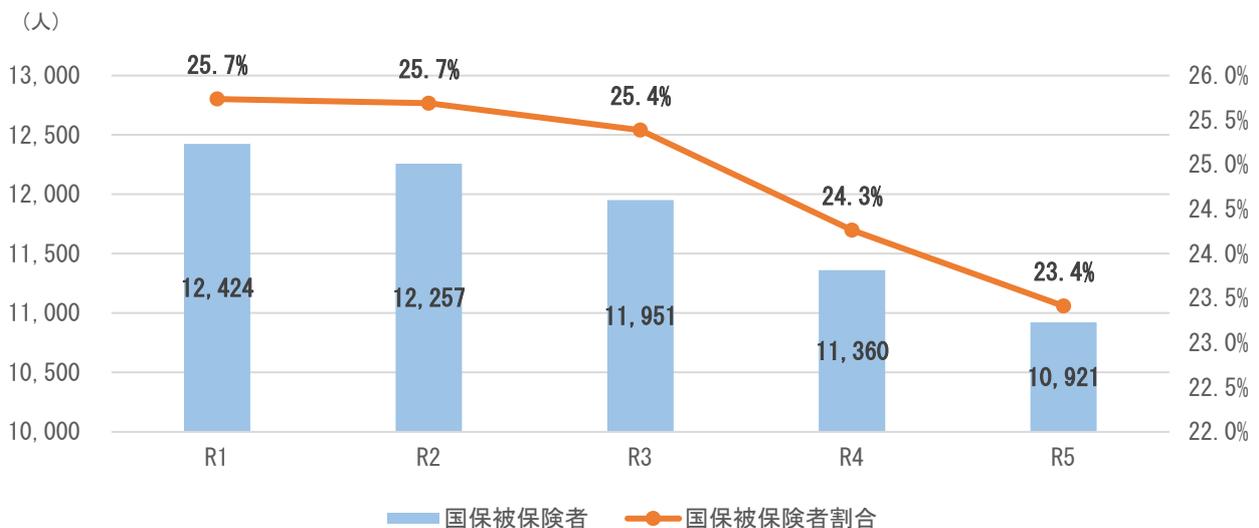
以上のことから令和7年度の国民健康保険税率を改定し、更なる歳入の確保と歳出抑制策を実施し、国民健康保険事業の健全な運営を図ることを目的に、令和7年度における主な取組について計画策定を行う。

## 第2章 国民健康保険の現状

### 1. 被保険者の状況

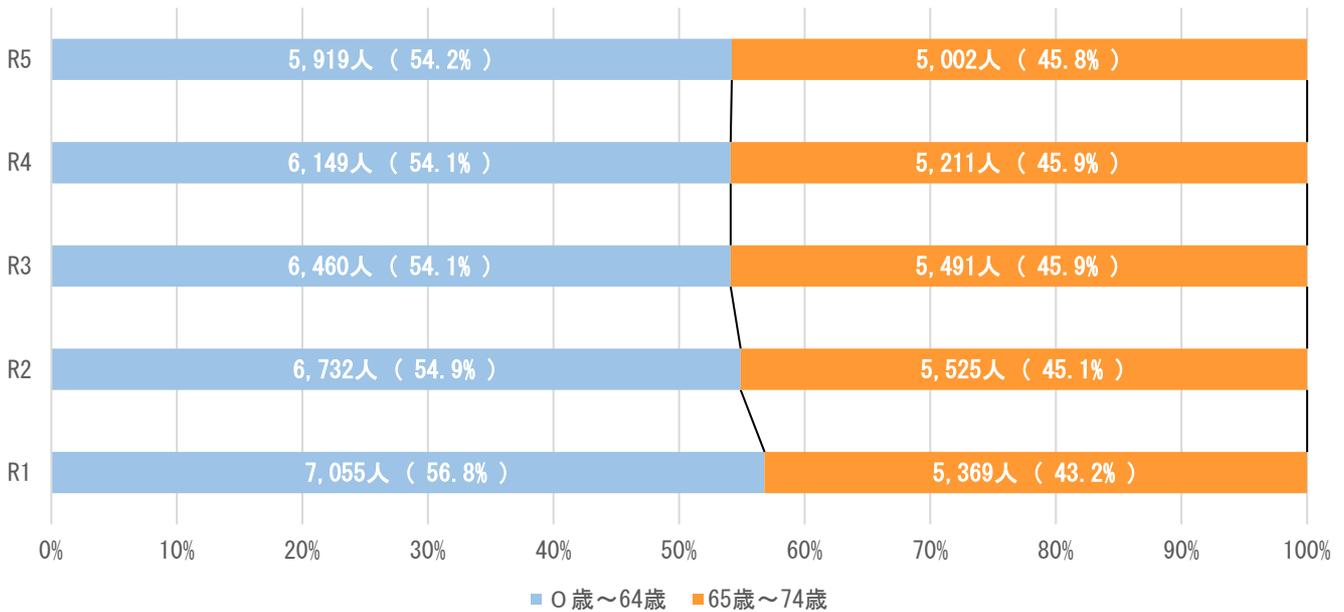
本市の国民健康保険の被保険者数や加入率はともに減少傾向にある。前期高齢者(65歳以上75歳未満)の割合は令和3年度まで増加していたが、令和4年度から団塊の世代が後期高齢者医療保険へ移行し、前期高齢者の割合が横ばいとなっている。

【表1 被保険者数の推移】



※国民健康保険事業年報及び市人口から作成

【表 2 被保険者年齢構成の推移】



※国民健康保険システムから作成

## 2. 財政の状況

国民健康保険の財政状況は歳入歳出ともに年々減少しており、実質単年度収支について令和元年度及び令和4年度は補助金や国民健康保険税の増収から、黒字となったが、他の年度は赤字の状態である。

また、基金については、令和元年度末の残高は1億6,445万4,604円であり、その後令和2年度に1億673万4,286円の積立を実施したが、令和3年度に500万円、令和5年度に9,000万円の取り崩しを行ったことにより、令和6年5月末の残高は2億374万9,814円となった。

【表 3 決算状況】

単位：円

	R1	R2	R3	R4	R5
歳入(A)	6,906,750,294	6,632,385,269	6,573,740,651	6,396,646,264	6,336,285,552
歳出(B)	6,696,824,069	6,625,110,675	6,567,512,886	6,364,526,559	6,332,446,880
差引額(C)	209,926,225	7,274,594	6,227,765	32,119,705	3,838,672
前年度繰越金(D)	126,291,269	209,926,225	7,274,594	6,227,765	32,119,705
基金繰入金(E)	0	0	5,000,000	0	90,000,000
単年度収支(F)	83,634,956	△202,651,631	△6,046,829	25,891,940	△118,281,033
基金積立金(G)	82,681	106,734,286	72,195	59,728	27,429,001
実質単年度収支(H)	83,717,637	△95,917,345	△5,974,634	25,951,668	△90,852,032
基金残高	164,454,604	271,188,890	266,261,085	266,320,813	203,749,814

※(C) = (A) - (B) (F) = (C) - (D) - (E) (H) = (F) + (G)

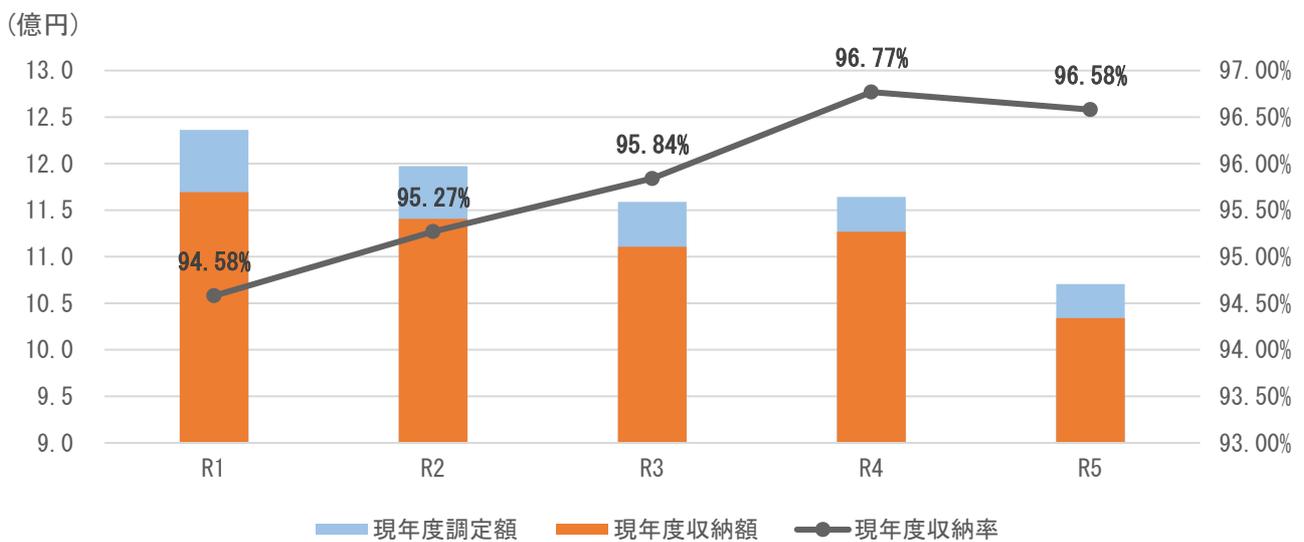
※菊池市国民健康保険事業特別会計決算から作成

### 3. 国民健康保険税の状況

国民健康保険税については、令和4年度は前年度よりも増収となったが、被保険者数の減少により、現年度調定額、収納額については年々減少している。収納率については概ね上昇傾向にあり、令和2年度から95%を上回っている。

【表4 国民健康保険税の調定額及び収納額と収納率の推移】

	R1	R2	R3	R4	R5
現年度調定額(円)	1,236,181,500	1,197,241,100	1,158,800,500	1,164,185,400	1,070,537,200
現年度収納額(円)	1,169,258,545	1,140,720,348	1,110,649,550	1,126,689,755	1,034,021,068
現年度収納率	94.58%	95.27%	95.84%	96.77%	96.58%



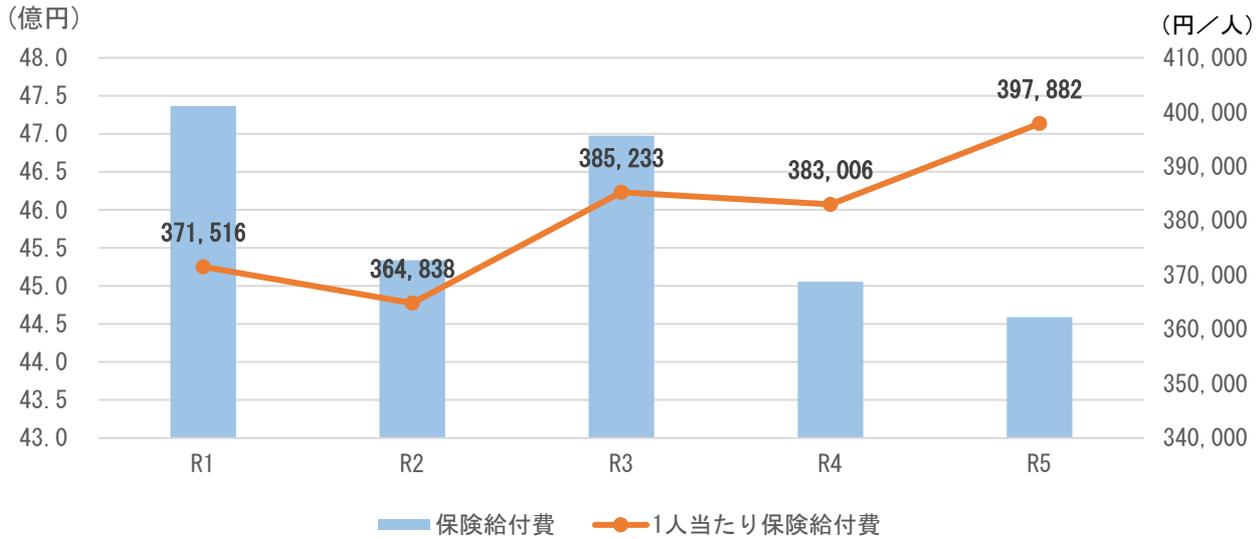
※菊池市国民健康保険事業特別会計決算から作成

### 4. 保険給付の状況

国民健康保険の保険給付については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどにより、保険給付費や一人当たりの保険給付費も減少した。被保険者数の減少に伴い総額は減少しているが、医療技術の高度化や、被保険者の高齢化に伴う年齢構成の変化などにより、1人当たりの保険給付費は増額傾向にある。

【表5 保険給付費及び一人当たりの保険給付費の推移】

	R1	R2	R3	R4	R5
療養給付費(円)	4,047,158,454	3,857,404,156	4,021,584,609	3,866,859,780	3,811,557,177
療養費(円)	26,342,521	21,594,429	26,780,819	26,755,080	26,814,856
高額療養費(円)	662,952,259	654,843,889	649,166,395	611,689,224	620,688,558
保険給付費(円)	4,736,453,234	4,533,842,474	4,697,531,823	4,505,304,084	4,459,060,591
1人当たり保険給付費(円/人)	371,516	364,838	385,233	383,006	397,882



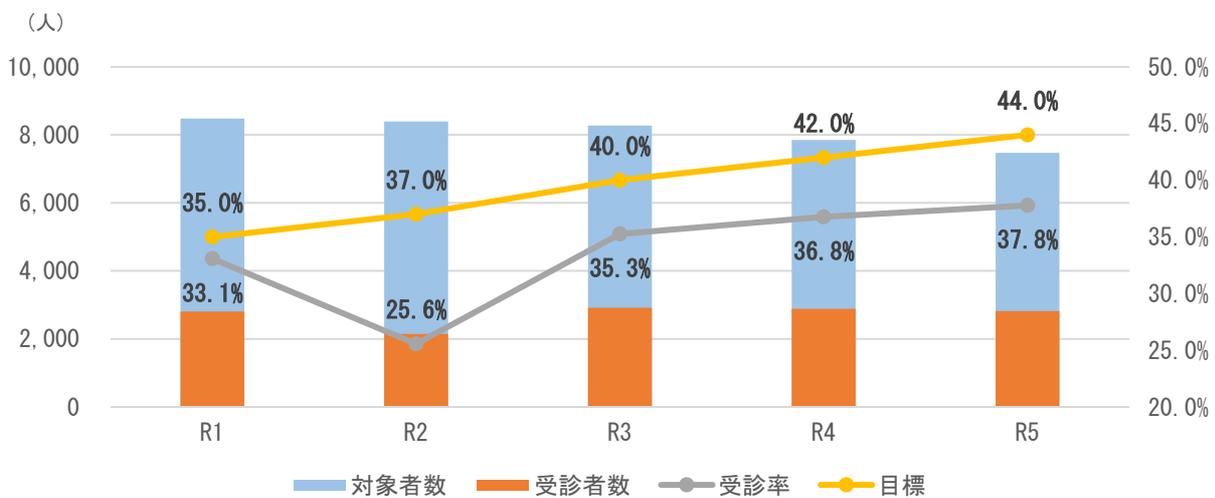
※菊池市国民健康保険事業特別会計決算及び年報から作成

### 5. 特定健康診査及び特定保健指導の状況

特定健康診査については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどにより減少したが、未受診者へ受診歴や年代等によりタイプ分けを行い、それぞれのタイプに応じた文章を工夫し、受診勧奨を行ったことから、目標には達していないものの、少しずつではあるが上昇している。

【表6 特定健康診査受診率】

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
対象者数	8,736	8,480	8,396	8,272	7,852	7,469
受診者数	2,863	2,805	2,147	2,917	2,887	2,822
受診率	32.8%	33.1%	25.6%	35.3%	36.8%	37.8%
目標	32.0%	35.0%	37.0%	40.0%	42.0%	44.0%

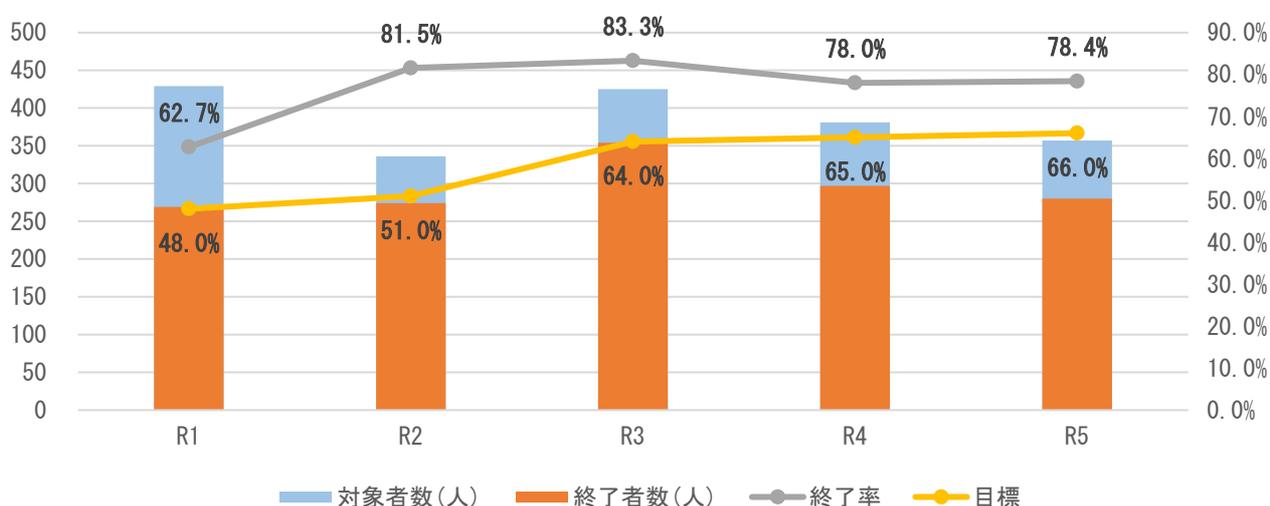


※法定報告及び第2期保健事業実施計画から作成

特定保健指導における実施効果については、集団健診において令和2年度から健診当日に初回面接を行うこととしたため、終了率を伸ばしてきた。目標は上回っているものの、令和2、3年度に比べ、令和4、5年度は低くなっている。

【表7 特定保健指導終了率】

	R1	R2	R3	R4	R5
動機付け支援終了率	60.9%	85.1%	86.6%	81.7%	85.1%
積極的支援終了率	66.9%	73.3%	77.2%	69.5%	63.0%
対象者数(人)	429	336	425	381	357
終了者数(人)	269	274	354	297	280
終了率	62.7%	81.5%	83.3%	78.0%	78.4%
目標	48.0%	51.0%	64.0%	65.0%	66.0%



※法定報告及び第2期保健事業実施計画から作成

### 第3章 事業計画

国民健康保険事業の現状を踏まえ、次の事業を推進する。

#### 【歳入の確保】

- 資格管理による適正な国民健康保険税の賦課
- 納付金等の歳出に見合った適正な国民健康保険税率の検討
- 国民健康保険税収納率の向上
- 交付金等の確保

#### 【歳出の抑制】

- 医療費の抑制
- 特定健康診査・特定保健指導の実施
- 健康づくり

## 1. 被保険者資格管理の適正化

### ①資格管理の適正化

未適用者を防ぐための広報等を行い、資格を遡及して適用する必要が生じたときは、給付等に係る事項の取り扱いに留意しながら、国民健康保険税についても遡及して適正な賦課を行う。また、「資格重複状況結果一覧表」等の活用により、資格の重複が疑われる被保険者に勧奨通知を送付し、適切な手続きを促す。

### ②資格喪失後受診への対応

国民健康保険の資格喪失後の受診に伴う保険給付費の返還を着実に進める。

### ③居所不明被保険者の適用適正化

国民健康保険資格確認書や資格情報のお知らせ、納税通知書、督促状等が返戻されたものについて、実態調査の上、台帳の整理を行い、住民登録担当課に職権消除を依頼する。

## 2. 国民健康保険税の適正な賦課と収納率の向上

### (1) 国民健康保険税の適正な賦課

#### ①税率の見直し

毎年度の納付金等の推計に基づき、また社会情勢等を鑑み、国民健康保険税率見直しの検討を行う。子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、国民健康保険税算定方法の見直しの検討を行う。令和12年度を目標とした熊本県内税率水準統一化に向けて協議を行う。

#### ②未申告者への指導

適正な賦課、徴収を確保するため、関係各課と協力し、適正な所得の把握に努め、所得申告の指導を徹底する。

### (2) 国民健康保険税収納率の向上

#### ①夜間窓口開設（事前予約制）による納付相談

毎月25日から月末までの間、事前予約があった日に夜間窓口を開設し、納税相談を実施する。

#### ②滞納処分の実施

保険税負担の公平性の観点から、財産調査を実施の上、納付資力がある場合は、差し押さえ等の処分を行う。また滞納処分を執行すると生活が困窮してしまうと予測される場合には、適時滞納処分の執行停止等を実施する。

#### ③口座振替の加入勧奨

国民健康保険税納付は原則口座振替によるものとし、納付書発送時等あらゆる機会を捉え、口座振替の勧奨に努める。また、令和4年度よりペイジー口座振替受付サービスを開始し、キャッシュカードによる口座振替の申込みが市の窓口で可能となったため、転入や国民健康保険加入時に申込みいただくよう更に推進していく。

#### ④納付機会の拡大

平日昼間だけでなくいつでも納付が出来るよう、コンビニ納付・キャッシュレス決済を実施する。

## 3. 交付金等の確保

交付金の確保について、保健事業の実施や適切な運営の努力を行う保険者に対して交付金を交付する「保険者努力支援制度」該当事業や、医療費抑制等一定の成果に対する評価に基づく「都道府県繰入金（2号分）」該当事業に積極的に取り組み、効果的な財源確保に努める。

#### 4. 医療費の適正化

##### ①レセプト点検の充実

レセプト（診療報酬明細書）点検は、直接的な財政効果をもたらすばかりでなく、その結果から医療費の構造や実態を把握するための基礎資料となり、さらに得られた情報が保健事業の具体的な取組の検討材料として活用できるなど、医療費適正化対策として有効であることから、積極的に取り組む。

##### ②第三者行為求償事務の取組強化

交通事故等第三者の行為によって傷病を受けた場合の求償事務を国民健康保険団体連合会に委託することにより、円滑かつ迅速な対応を図る。レセプトで第三者行為による傷病の給付が判明した場合は、本人照会をして手続きを促す。第三者行為に伴う傷病届の提出について、「国民健康保険ガイドブック」の配布等により周知を図る。

##### ③頻回多受診者、重複多剤者訪問指導の充実

レセプトや、国民健康保険団体連合会から提供されるデータ等から対象者を抽出し、適正化が見込まれる者に対し、外部委託業者等の訪問指導等により被保険者とその家族へ疾病予防に関する情報の提供を行う。

##### ④ジェネリック医薬品の推進

ジェネリック医薬品の理解を深めるため、広報やホームページ等による普及啓発を実施するとともに、国民健康保険団体連合会の国保総合システムによる薬剤費差額通知を発送し、周知を行う。

また、ジェネリック医薬品利用シールを配布することにより、ジェネリック医薬品の更なる利用促進を図る。

##### ⑤医療費通知の実施

医療費の適正化、健康に対する認識等の啓発を図るため、年3回医療費の通知を実施する。

##### ⑥療養費の適正化

年々増加している療養費の適正化に向け、柔道整復施術等療養費支給申請書の内容について、国民健康保険団体連合会による点検を実施することで給付の適正化を図る。

#### 5. 保健事業の推進

##### (1) 特定健康診査受診率向上

###### ①受診しやすい環境づくり

より多くの被保険者が受診できるよう集団健診や個別健診、人間ドックとの選択や早朝や休日の健診実施、がん検診と同時に受診できる複合健診の実施等に取り組む。

###### ②未受診者に対する受診勧奨

勧奨ハガキを年齢別等のタイプ毎に、ナッジ理論等を用いた効果的な文言で作成し、送付する。

また、受診申し込みをしたにもかかわらず受診していない被保険者への電話勧奨や、健診機関から過去の受診者で今年度未申込者への電話勧奨を委託する。

###### ③医療機関との連携強化

本人の同意のもと、契約医療機関から診療における検査データ等を受領することで健診受診者とみなすことができる「みなし健診」を実施する。国民健康保険団体連合会と契約を行い、市外の医療機関でも「みなし健診」が出来るようになったことにより今後も推進していく。

###### ④薬剤師会との連携強化

本人の同意のもと、賛同薬局から市が実施する重症化予防訪問等を紹介していただき、市の保健師や管理栄養士が、生活習慣病改善のための支援を実施する事業を令和6年度より立ち上げ、今後も継

続していく。

## (2) 特定保健指導実施率向上

### ① 利用しやすい環境づくり

医療機関に委託し、特定健康診査や人間ドックと同日に特定保健指導を実施する。一部、直営で実施する分についても、本人の意識が高い早期のうちに初回面接を実施する。

## (3) 重症化予防対策の実施

### ① 保健指導の実施

特定健康診査結果に基づき、下記の対象者に保健師や管理栄養士が優先順位をつけながら保健指導を実施する。

- ・ II 度以上高血圧の未治療者及び HbA1c6.5%以上の未治療者
- ・ LDL180 以上の未治療者
- ・ CKD 腎専門医受診対象者
- ・ 心房細動の有所見者（未治療者）

### ② 糖尿病性腎症予防の取組

糖尿病性腎症予防を目的とし、過去 6 年間の特定健康診査で HbA1c6.5%以上になったことがある者をまとめた糖尿病性管理台帳を活用し、未受診者や中断者などに継続受診を目的とした訪問を実施する。

## 6. 健康づくり事業の推進

運動や栄養教室を（委託）開催し、新規または継続的に疾病予防に取り組むための「健康づくりプロジェクト」を国民健康被保険者等に提供する。

### ※令和 7 年度において取り組む項目の数値目標

	項目	令和 5 年度実績	令和 7 年度目標
①	現年度保険給付返還率	90.9%	100.0%
②	現年度国民健康保険税収納率	96.58%	96.80%
③	レセプト点検効果率	※1 0.12%	0.18%
④	ジェネリック医薬品の利用状況	86.4%	88.4%
⑤	特定健康診査受診率	37.8%	42.0%
⑥	特定保健指導終了率	78.4%	84.5%

※1 レセプト点検効果率は令和 5 年度実績が確定ではないため、令和 4 年度実績を記載